③青森市設計業務等委託契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
（総則） 第１条　発注者及び受注者は、この契約を履行するに当たり、この約款**（契約書を含む。以下同じ。）**に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質疑回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守しなければならない。 （後略）	（総則） 第１条　発注者及び受注者は、この契約を履行するに当たり、この約款 に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質疑回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守しなければならない。 （後略）
第２～３条（略）	第２～３条（略）
（契約の保証） 第４条　受注者は、契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第５号に掲げる保証の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。 ⑴　契約保証金の納付 ⑵　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供 ⑶　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行若しくは発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証 ⑷　この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証 ⑸　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結 **２　受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。** **３　第１**項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の１００分の１０以上としなければならない。	（契約の保証） 第４条　受注者は、契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第５号に掲げる保証の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。 ⑴　契約保証金の納付 ⑵　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供 ⑶　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行若しくは発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証 ⑷　この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証 ⑸　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結 ２　前　項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の１００分の１０以上としなければならない。

③青森市設計業務等委託契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
４　受注者が第１項第３号から第５号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第４５条第３項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。 ５　第１項の規定により、受注者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われるものとし、同項第４号又は第５号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。 ６　業務委託料の変更があった場合には、契約保証金の額（契約保証金に代わる担保が提供されているときは、当該担保の価値）又は第３項の保証金額若しくは保険金額（以下「契約保証金の額等」という。）が変更後の業務委託料の１００分の１０に達するまで、発注者は、契約保証金の額等の増額を請求することができ、受注者は、契約保証金の額等の減額を請求することができる。	３　受注者が第１項第３号から第５号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第４５条第３項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。 ４　第１項の規定により、受注者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われるものとし、同項第４号又は第５号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。 ５　業務委託料の変更があった場合には、契約保証金の額（契約保証金に代わる担保が提供されているときは、当該担保の価値）又は第２項の保証金額若しくは保険金額（以下「契約保証金の額等」という。）が変更後の業務委託料の１００分の１０に達するまで、発注者は、契約保証金の額等の増額を請求することができ、受注者は、契約保証金の額等の減額を請求することができる。
第５条～１６条（略）	第５条～１６条（略）
（(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務） 第１７条　受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰する事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。	（設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務） 第１７条　受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰する理由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
第１８～２１条（略）	第１８～２１条（略）
（受注者の請求による履行期間の延長） 第２２条　受注者は、その責めに帰することができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した	（受注者の請求による履行期間の延長） 第２２条　受注者は、その責めに帰することができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した

③青森市設計業務等委託契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。 ２　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは履行期間を延長するとともに、その履行期間の延長が発注者の責めに帰する事由によるときは、必要があると認められるときは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。	書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。 ２　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは履行期間を延長するとともに、その履行期間の延長が発注者の責めに帰する理由によるときは、必要があると認められるときは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
第２３条（略）	第２３条（略）
（履行期間の変更方法） 第２４条　履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 ２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第２２条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。	（履行期間の変更方法） 第２４条　履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 ２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更理由が生じた日（第２２条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
（業務委託料の変更方法等） 第２５条　業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 ２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 ３　この約款の規定により、受注者が増加費用を	（業務委託料の変更方法等） 第２５条　業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 ２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更理由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 ３　この約款の規定により、受注者が増加費用を

③青森市設計業務等委託契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。	必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。
第２６条（略）	第２６条（略）
（一般的損害） 第２７条　成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第１項、第２項若しくは第３項又は第２９条第１項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第４８条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分（同項の規定により保険等を付すべき場合においてこれを付していないときは、当該保険等を付していたならば給付されるべきであった保険金の額を含む。）を除く。）のうち発注者の責めに帰する事由により生じたものについては、発注者が負担する。	（一般的損害） 第２７条　成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第１項、第２項若しくは第３項又は第２９条第１項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第４８条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分（同項の規定により保険等を付すべき場合においてこれを付していないときは、当該保険等を付していたならば給付されるべきであった保険金の額を含む。）を除く。）のうち発注者の責めに帰する理由により生じたものについては、発注者が負担する。
（第三者に及ぼした損害） 第２８条　業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第３項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。 ２　前項の規定にかかわらず、同条に規定する損害（第４８条第１項の規定により付された保険によりてん補された部分（同項の規定により保険等を付すべき場合においてこれを付していないときは、当該保険等を付していたならば給付されるべきであった保険金の額を含む。）を除く。以下この条において同じ。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰するべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。 （後略）	（第三者に及ぼした損害） 第２８条　業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第３項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。 ２　前項の規定にかかわらず、同条に規定する損害（第４８条第１項の規定により付された保険によりてん補された部分（同項の規定により保険等を付すべき場合においてこれを付していないときは、当該保険等を付していたならば給付されるべきであった保険金の額を含む。）を除く。以下この条において同じ。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰するべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき理由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。 （後略）

③青森市設計業務等委託契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
第２９条（略）	第２９条（略）
（業務委託料の変更に代える設計図書の変更） 第３０条　発注者は、第８条、第１７条から第２３条まで、第２６条又は第２７条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は費用の負担の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 ２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の業務委託料の増額すべき**事**由又は費用の負担すべき**事**由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。	（業務委託料の変更に代える設計図書の変更） 第３０条　発注者は、第８条、第１７条から第２３条まで、第２６条又は第２７条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は費用の負担の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 ２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の業務委託料の増額すべき理由又は費用の負担すべき理由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
第３１～３３条（略）	第３１～３３条（略）
（前金払） 第３４条　受注者は、保証事業会社と契約書記載の期限を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第２条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の１０分の３以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。 **２　受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。** **３　第１**項の前払金は、各年度支払限度額の１０分の３以内の額をそれぞれ分割して支払うものとする。 **４**　発注者は、第１項の規定による請求を受けた	（前金払） 第３４条　受注者は、保証事業会社と契約書記載の期限を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第２条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の１０分の３以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。 ２　前　項の前払金は、各年度支払限度額の１０分の３以内の額をそれぞれ分割して支払うものとする。 ３　発注者は、第１項の規定による請求を受けた

③青森市設計業務等委託契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
ときは、その日から１４日以内に前払金を支払わなければならない。 5　受注者は、業務委託料（第3項の規定により前払金を分割して支払う場合にあっては、年度支払限度額。以下この項及び次項において同じ。）が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の１０分の３から受領済みの前払金額を控除した額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。 6　受注者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の１０分の４を超えるときは、受注者は、業務委託料が減額された日から３０日以内にその超過額を返還しなければならない。 7　前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、業務委託料が減額された日から３０日以内において協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 8　発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、同項の期間を経過した日から返還する日までの日数に応じ、その未返還額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率（以下「遅延利率」という。）を乗じて計算して得た額を遅延利息として請求することができる。この場合において、遅延損害金の額が１００円未満であるとき、又はその額に１００円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。	ときは、その日から１４日以内に前払金を支払わなければならない。 ４　受注者は、業務委託料（第２項の規定により前払金を分割して支払う場合にあっては、年度支払限度額。以下この項及び次項において同じ。）が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の１０分の３から受領済みの前払金額を控除した額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。 ５　受注者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の１０分の４を超えるときは、受注者は、業務委託料が減額された日から３０日以内にその超過額を返還しなければならない。 ６　前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、業務委託料が減額された日から３０日以内において協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 ７　発注者は、受注者が第５項の期間内に超過額を返還しなかったときは、同項の期間を経過した日から返還する日までの日数に応じ、その未返還額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率（以下「遅延利率」という。）を乗じて計算して得た額を遅延利息として請求することができる。この場合において、遅延損害金の額が１００円未満であるとき、又はその額に１００円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。
（保証契約の変更） 第３５条　受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければ	（保証契約の変更） 第３５条　受注者は、前条第４項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければ

③青森市設計業務等委託契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
ならない。 ２　受注者は、前項に定める場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。 **３　受注者は、第１項又は第２項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。**	ならない。 ２　受注者は、前項に定める場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
第３６～４１条（略）	第３６～４１条（略）
（発注者の催告によらない解除権） 第４１条の２　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。 （中略） ⑼　受注者がこの契約に関して、次のいずれかに該当したとき。 イ　公正取引委員会が、受注者**又は受注者を構成員に含む事業者団体**に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第４９条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は第６２条第１項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該命令が確定したとき**（受注者が当該排除措置命令の名宛人となっていない場合にあっては、当該排除措置命令の名宛人に対する当該排除措置命令の全てが確定したとき）**。 ロ　受注者が、公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令について抗告訴訟を提起した場合において、その訴えについての請求を棄却し、又は訴えを却下する裁判が確定したとき。 ハ　受注者（受注者が法人の場合にあっては、	（発注者の催告によらない解除権） 第４１条の２　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。 （中略） ⑼　受注者がこの契約に関して、次のいずれかに該当したとき。 イ　公正取引委員会が、受注者 に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第４９条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は第６２条第１項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該命令が確定したとき。 ロ　受注者が、公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令について抗告訴訟を提起した場合において、その訴えについての請求を棄却し、又は訴えを却下する裁判が確定したとき。 ハ　受注者（受注者が法人の場合にあっては、

③青森市設計業務等委託契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
その役員を含む。）又はその使用人に対する刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条の罪又は独占禁止法第８９条の罪を犯し、刑に処せられたとき。	その役員を含む。）又はその使用人に対する刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は　第１９８条の規定による刑が確定したとき。
⑽　受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。	⑽　受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時設計業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）又はその使用人が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。	イ　受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員を含む。以下この号において同じ。）又はその使用人が暴力団員であると認められるとき。
ロ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。	ロ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ハ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。	ハ　受注者が　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。	ニ　受注者が　暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
ホ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	ホ　受注者が　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
ヘ　再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。	ヘ　再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。	ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
第４１の３～４９条（略）	第４１の３～４９条（略）

③青森市設計業務等委託契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
（情報通信の技術を利用する方法） **第５０条　この約款において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。**	（新設）
（契約外の事項） 第５１条　この約款の定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。	（契約外の事項） 第５０条　この約款の定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。